

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第18号

コミュニティ広場設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

コミュニティ広場設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第18号

コミュニティ広場設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

コミュニティ広場設置事業費補助金交付要綱（平成18年佐用町要綱第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を「整備」に改める。

第1条中「設置」を「整備」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

補助の対象は、次の各号に掲げる整備事業とする。

- (1) コミュニティ広場（以下「対象広場」という。）の新設
- (2) 既設対象広場内設備の新設・修繕・撤去等

第2条第2項中「新設した場合」を「過去に設置したもの又は新たに設置するもの」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助対象経費）

第3条 補助対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該補助金の交付を受けた対象広場については、原則として交付を受けた年度から10年間は補助しないものとする。

- (1) 新規に対象広場を設置する場合に要する経費（土地造成に係る経費のほか、広場内に設置する遊技施設・水道施設・フェンス・便所・その他必要な施設の経費を含む。）
- (2) 既設対象広場内の設備（遊技施設・水道施設・フェンス・便所・その他必要な施設）の新設・修繕・撤去等に係る経費

第4条第1項中「広場」の次に「の整備」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 補助の額は、要する経費の2分の1以内とし、補助の上限額は、第3条第1号の場合については100万円、第3条第2号の場合については50万円とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

年 月 日

佐用町長 様

事業主体名
代表者名

補助金交付申請書

下記のとおり、コミュニティ広場整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の内容（見積書・図面・写真等を添付）
- 3 交付申請額 金 円
- 4 事業費

事業費	財 源 内 訳			摘 要
	町補助金	自己負担金	その他	
円	円	円	円	

年 月 日

佐用町長 様

事業主体名
代表者名

事業計画変更承認申請書

下記のとおり、コミュニティ広場整備事業計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の変更内容（見積書・図面・写真等を添付）
- 3 交付申請額 変更前金額 円
変更後金額 円
- 4 事業費

	事業費	財 源 内 訳			摘 要
		町補助金	自己負担金	その他	
変更前	円	円	円	円	
変更後					

年 月 日

佐用町長 様

事業主体名

代表者名

補助金実績報告書

下記のとおり、コミュニティ広場整備事業が完了したので、実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 工事完了年月日
- 3 事業費

区分	事業費	財 源 内 訳			摘 要
		町補助金	自己負担金	その他	
交付決定額	円	円	円	円	
実行額					
差引増減額					

佐用町長 様

事業主体名
代表者名

補助金請求書

下記のとおり、コミュニティ広場整備事業費補助金を請求します。

記

請求額 金 円

【振込先口座】

金融機関	・兵庫西農協 ・兵庫信用金庫 ・西兵庫信用金庫 ・淡陽信用組合 ・その他（ ）
支 店	支店
種 別	・普通 ・当座 ・その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。